

放送大学学園中期計画等の策定に関する規則

令和3年8月31日
放送大学学園規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第45条の2第2項に定める事業に関する中期的な計画（以下「中期計画」という。）に関して、放送大学学園における策定の手続について定めることを目的とする。

(中長期ビジョン)

第2条 放送大学学園の中期計画の策定に当たっては、放送大学学園が目指す方向性及び中長期的な構想（以下「中長期ビジョン」という。）を踏まえるものとする。

(中期計画等の策定)

第3条 中長期ビジョン及び中期計画（以下「中期計画等」という。）は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

(策定プロセス)

第4条 理事長は、中期計画等を策定する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

2 中期計画等のうち、教育研究に関する事項については、学長、副学長及び学長の指名する者が策定に参画する。

(計画期間)

第5条 中期計画の期間は6年間とする。

(中期計画等の変更)

第6条 中期計画等を変更する場合の手続については、第2条から第4条までの規定を準用する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、中期計画等の策定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年8月31日から施行する。